

陸上自衛隊達第41-9号

特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）第62条の規定に基づき、陸上自衛隊における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する達を次のように定める。

令和5年3月2日

陸上幕僚長 陸将 吉田 圭秀

陸上自衛隊における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する達

目次

第1章 総則（第1条-第3条）

第2章 隊員についての適性評価の実施

第1節 実施体制（第4条）

第2節 評価対象者の選定並びに適性評価の実施についての告知及び同意（第5条-第10条）

第3節 評価及び結果の通知（第11条-第13条）

第4節 苦情の申出とその処理（第14条）

第5節 適性評価実施後の措置（第15条）

第6節 適性評価実施状況の記録等（第16条・第17条）

第7節 評価対象者が異動をした場合の特例（第18条・第19条）

第3章 適合事業者の従業者についての適性評価の実施

第1節 実施体制（第20条）

第2節 評価対象者の選定並びに適性評価の実施についての告知及び同意（第21条-第25条）

第3節 評価及び結果の通知（第26条-第28条）

第4節 苦情の申出とその処理（第29条）

第5節 適性評価実施後の措置（第30条）

第6節 適性評価実施状況の記録（第31条）

第4章 適性評価に関する個人情報等の管理（第32条・第33条）

第5章 雑則（第34条）

附則

別表 評価対象者の区分に応じた適性評価実施担当者

別紙第1 適性評価実施担当者の氏名等について（報告）

別紙第2 候補者名簿の記載事項の変更について（通知）

別紙第3 適性評価に関する調査の結果等について（報告）

別紙第4 特定秘密取扱職員の事情変更について（報告）

別紙第5 候補者名簿の記載事項の変更について（通知）

別紙第6 適性評価に関する調査の結果等について（報告）

別紙第7 特定秘密の取扱い業務を行う従業者の事情変更について
（通知）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、陸上自衛隊（自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（以下「法」という。）、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年閣議決定）及び特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定秘密管理者 特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）第3条第1項に規定する特定秘密管理者をいう。
- (2) 特定秘密管理者補 特定秘密の保護に関する達（陸上自衛隊達第41-8号（26.12.8））第3条に規定する特定秘密管理者補をいう。
- (3) 適性評価実施責任者 訓令第5条に規定する適性評価実施責任者をいう。
- (4) 隊員 陸上自衛官及び陸上自衛隊において勤務する事務官等をいう。

（特定秘密管理者補の所掌事務）

第3条 特定秘密管理者補は、訓令第7条第1項及び第2項、第30条第2項及び第3項並びに第53条第1項において特定秘密管理者が所掌することとされている事務について、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）第5条第1項の規定に基づきそれぞれ補助するものとする。

第2章 隊員についての適性評価の実施

第1節 実施体制

（適性評価実施担当者の指名）

第4条 訓令第6条の規定により適性評価実施責任者が指名する適性評価実施担当者は、別表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、右欄に掲げるものとする。

- 2 別表の右欄に掲げる者のうち、部隊等の長である者は、部隊等の適性評価実施担当者の指名に資するため、別表の右欄に掲げる者の氏名等を別紙第1により順序を経て適性評価実施責任者に報告するものとする。
- 3 部隊等の長である適性評価実施担当者は、人事異動その他の事由により適性評価実施担当者を変更する必要があるときは、その旨を遅滞なく適性評価実施責任者に報告するものとする。

第2節 評価対象者の選定並びに適性評価の実施についての告知及び同意

(名簿の提出)

第5条 特定秘密管理者補は、部隊等の隊員に特定秘密の取扱いの業務を行わせるため適性評価を実施する必要があると認めるときは、訓令別記第1号様式の名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成し、順序を経て特定秘密管理者に提出するものとする。

- 2 特定秘密管理者補は、候補者名簿に記載した事項を変更する必要があるとき（評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったときを含む。）は、速やかに別紙第2により順序を経て特定秘密管理者に通知するものとする。

(名簿の承認)

第6条 適性評価実施責任者は、訓令第8条第2項に規定する防衛大臣の承認又は不承認について、候補者名簿を提出した特定秘密管理者補に対し、順序を経て通知する。

(評価対象者に対する告知)

第7条 適性評価実施担当者は、訓令第8条第2項に規定する防衛大臣の承認がなされたときは、特定秘密管理者補を通じて評価対象者に訓令別記第2号様式の「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」を交付するものとする。

(評価対象者の同意等)

第8条 適性評価実施担当者は、防防調第18144号（26.12.10）「特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令の運用について（通達）」（以下「通達」という。）第2章第2第3項第1号に規定する書類の評価対象者への交付を、特定秘密管理者補を介して行うことができる。

- 2 評価対象者は、通達第2章第2第3項第3号に規定する書類等の提出を、特定秘密管理者補を介して行うことができる。その際、評価対象者は、書類等の記載内容が第三者に知られないよう、書類を不透明質の封筒に入れて確実に封をする等、適切な措置を講じるものとする。

(評価対象者の不同意等)

第9条 適性評価実施担当者は、評価対象者から訓令第11条第1項に規定

する不同意書の提出を受けたときは、順序を経て適性評価実施責任者に報告するとともに、特定秘密管理者補に当該評価対象者の同意を得られなかったことにより適性評価を実施しなかった旨を通知するものとする。

(評価対象者の同意の取下げ)

第10条 適性評価実施担当者は、評価対象者から訓令第12条第1項に規定する同意の取下書の提出を受けたときは、順序を経て部隊等の特定秘密管理者補に

当該評価対象者の同意が取り下げられたことにより適性評価の手続を中止した旨を通知するものとする。

第3節 評価及び結果の通知

(評価結果に係る手続)

第11条 適性評価実施担当者は、訓令第21条第1項に規定する報告を行うときは、別紙第3に示す様式により順序を経て適性評価実施責任者に報告するものとする。

(特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者への結果の通知等)

第12条 適性評価実施担当者は、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者が誓約書を適性評価実施担当者に提出したときは、その写しを特定秘密管理者補に提出するよう求めるものとする。

2 特定秘密管理者補は、前号の誓約書の写しの配布を受けるまでの間は、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者に特定秘密の取扱い業務を行わせてはならない。

(特定秘密管理者補への結果の通知)

第13条 適性評価実施担当者は、評価対象者についての適性評価の結果を、部隊等の特定秘密管理者補に通知するものとする。

第4節 苦情の申出とその処理

(苦情受理窓口)

第14条 訓令第25条に規定する苦情受理窓口は、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課情報保全室とする。

第5節 適性評価実施後の措置

(隊員が法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置)

第15条 特定秘密取扱職員の上司等は、当該特定秘密取扱職員について訓令第30条第1項各号に掲げる事情があると認めた場合には、速やかにこれを部隊等の特定秘密管理者補に連絡するものとする。

2 前号の規定に基づく連絡又は誓約書に基づく特定秘密取扱職員からの訓令第30条第1項各号に掲げる事情がある旨の申出を受けた特定秘密管理者補は、別紙第4により順序を経て特定秘密管理者に報告するものとする。

第6節 適性評価実施状況の記録

(適性評価の実施状況の記録)

第16条 部隊等の長である適性評価実施担当者は、隊員に対する適性評価の実施状況を把握するために訓令第31条第1項に規定する帳簿を作成するものとする。

(隊員の異動に伴う適性評価保有状況の確認)

第17条 隊員が異動した場合、異動後の部隊等の長である適性評価実施担当者は、当該隊員に係る適性評価保有状況について、陸自業務システムにより確認するものとする。

第7節 評価対象者が異動をした場合の特例

(事務官等の評価対象者が適性評価実施責任者を異にする異動をした場合の措置)

第18条 陸上自衛隊において勤務する事務官等の評価対象者が適性評価手続中であって、内部部局、統合幕僚監部（統合幕僚学校及び自衛隊サイバー防衛隊を含む。以下同じ。）、海上自衛隊、航空自衛隊及び施設等機関等へ異動し、異動後も引き続き特定秘密の取扱いの業務を行うため適性評価を実施する必要があると異動後の特定秘密管理者が認めるときは、異動前の適性評価実施担当者は、異動した事務官等の評価対象者に係る同意書、質問票及び調査票その他の関係書類の原本を異動後の適性評価実施担当者に送付するものとする。

(事務官等の評価対象者が適性評価手続後に異動した場合の措置)

第19条 陸上自衛隊において勤務する事務官等が、内部部局、統合幕僚監部、海上自衛隊、航空自衛隊及び施設等機関等へ異動した場合、部隊等の長である適性評価実施担当者は、異動した事務官等が特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった者である場合は、当該事務官等に係る同意書、質問票及び調査票その他の関係書類の写しを適性評価実施責任者に順序を経て送付するものとする。

第3章 適合事業者の従業者についての適性評価の実施関係

第1節 実施体制

(適性評価実施担当者)

第20条 訓令第36条の規定により適性評価実施責任者が指名する適性評価実施担当者は、別表に掲げる者とする。

第2節 評価対象者の選定並びに適性評価の実施についての告知及び同意

(名簿の受領及び提出)

第21条 適合事業者がその従業者として特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要があると認め、評価対象者の名簿を作成し、提出した場合は、保全契約を

担任する部隊等の特定秘密管理者補が、当該名簿を受領するものとする。

- 2 前項の適合事業者から名簿を受領した特定秘密管理者補は、当該名簿に登載された従業者に特定秘密の取扱いの業務を行わせるために適性評価を実施する必要があると認めるときは、訓令別記第16号様式により候補者名簿を作成し、順序を経て適性評価実施責任者に提出するものとする。
- 3 第1項の適合事業者から名簿を受領した特定秘密管理者補は、特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要がなく、候補者名簿に登載することを要しないと認める従業者がいるときは、その旨を適合事業者に通知するとともに、その通知に係る従業者が派遣労働者であるときは、その通知の内容を当該従業者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者に求めるものとする。
- 4 特定秘密管理者補は、適合事業者に対し、候補者名簿に記載した事項に変更があるときは、速やかに通知するよう求めるものとする。
- 5 特定秘密管理者補は、候補者名簿に記載した事項を変更する必要があるとき（評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったときを含む。）は、速やかに別紙第5により順序を経て適性評価実施責任者に通知するものとする。

（名簿の承認）

第22条 適性評価実施責任者は、訓令第38条第2項に規定する防衛大臣の承認又は不承認について、候補者名簿を提出した特定秘密管理者補に対し、順序を経て通知する。

（評価対象者の同意等）

第23条 適性評価実施担当者は、通達第3章第1で準用する通達第2章第2第3項第1号に規定する書類の評価対象者への交付を、特定秘密管理者補を介して行うことができる。

- 2 特定秘密管理者補は、評価対象者が通達第3章第1で準用する通達第2章第2第3項第3号に規定する書類等を適性評価実施担当者に提出しようとするときは、当該書類等の提出を取り次ぐことができる。その際、特定秘密管理者補は、評価対象者に対し、書類等の記載内容が第三者に知られないよう、書類を不透明質の封筒に入れて確実に封をする等、適切な処置を講じるよう求めるものとする。

（評価対象者の不同意等）

第24条 適性評価実施担当者は、適合事業者の評価対象者から訓令第40条第1項に規定する不同意書の提出を受けたときは、順序を経て適性評価実施責任者に報告するとともに、部隊等の特定秘密管理者補に当該評価対象者の同意が得られなかったことにより適性評価を実施しなかった旨を通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた特定秘密管理者補は、名簿を提出した適合事業者に対

し、評価対象者の同意を得られなかったことにより、適性評価を実施しなかった旨を訓令別記第17号様式の「適性評価結果等通知書（適合事業者用）」を交付することにより通知するとともに、その通知に係る評価対象者が派遣労働者であるときは、通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者に求めるものとする。

（評価対象者の同意の取下げ）

第25条 適性評価実施担当者は、適合事業者の評価対象者から訓令第41条第1項に規定する同意の取下書の提出を受けたときは、順序を経て適性評価実施責任者に報告するとともに、部隊等の特定秘密管理者補に当該評価対象者の同意が取り下げられたことにより適性評価の手続を中止した旨を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた特定秘密管理者補は、前条第2項の規定に準じて必要な手続を取るものとする。

第3節 評価及び結果の通知

（評価結果に係る手続）

第26条 適性評価実施担当者は、訓令第45条第1項に規定する報告を行うときは、別紙第6により順序を経て適性評価実施責任者に報告するものとする。

（特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者への結果の通知等）

第27条 適性評価実施担当者は、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者が誓約書を適性評価実施担当者に提出したときは、その写しを特定秘密管理者補に提出するよう求めるものとする。

2 特定秘密管理者補は、訓令第48条第2項の規定による通知を実施するに当たり、適合事業者に対し、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者が誓約書を適性評価実施担当者に提出するまでの間は、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者に特定秘密の取扱いの業務を行わせないように求めるものとする。

（特定秘密管理者補及び適合事業者への結果の通知）

第28条 適性評価実施担当者は、評価対象者についての適性評価の結果を、部隊等の特定秘密管理者補に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた特定秘密管理者補は、訓令第40条第4項の規定に準じて必要な手続を行うものとする。

第4節 苦情の申出とその処理

（苦情受理窓口）

第29条 訓令第49条に規定する苦情受理窓口は、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課情報保全室とする。

第5節 適性評価実施後の措置

(従業者が法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置)

第30条 適合事業者から、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者について訓令第30条第1項各号に掲げる事情がある旨の連絡を受け、又は誓約書に基づく従業者からの同条第1項各号に掲げる事情がある旨の申出を受けた特定秘密管理者補は、別紙第7により順序を経て特定秘密管理者に報告するものとする。

第6節 適性評価の実施状況の記録

(適性評価実施状況の記録)

第31条 適性評価実施担当者は、適合事業者の従業者に対する適性評価の実施状況を把握するために訓令第52条第1項に規定する帳簿を作成するものとする。

第4章 適性評価に関する個人情報等の管理

(適性評価に関する文書等の管理)

第32条 適性評価実施担当者及び特定秘密管理者補は、評価対象者ごとに、その適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等を整理して、これを管理するものとする。

2 前項に規定する文書等は、人事評価に関する文書等とは別に管理するものとする。

(適合事業者等における個人情報等の管理)

第33条 特定秘密管理者補は、適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主に対して、防衛大臣又は適合事業者から通知された文書等が、特定秘密の保護に関する訓令(平成26年防衛省訓令第64号)第37条第1項に規定する特約条項に基づき、適切に管理されるよう求めなければならない。

第5章 雑則

(協力)

第34条 適性評価実施担当者及び特定秘密管理者補は、適性評価の実施に関し、相互に協力するものとする。

附則

この達は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係、第20条関係）

評価対象者の区分に応じた適性評価実施担当者

	評価対象者	適性評価実施担当者		
1	指定職の陸上自衛官、防衛大臣直轄部隊長、内部部局、統合幕僚監部、海上自衛隊、航空自衛隊及び施設等機関等において勤務する陸上自衛官	陸上幕僚副長、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部長、同指揮通信システム・情報部情報課長、同指揮通信システム・情報部情報保全室長及び同指揮通信システム・情報部情報課情報保全室に勤務し、情報保全室長が指名する者		
2	次に掲げる部隊及び機関（陸上幕僚監部を含む。以下同じ。）において勤務又は監督の下にある自衛官及び事務官等並びに予備自衛官等（当該部隊及び機関の長を除く。）	左欄に掲げる評価対象者の勤務する部隊等の管理者等（秘密保全に関する達（陸上自衛隊達第41-2号）第2条第1号及び特別防衛秘密の保護に関する達（陸上自衛隊達第41-3号）第2条第1号に定める管理者等をいう。以下同じ。）から指定された秘密の保全に関する事務を所掌する部署の保全責任者		
(1)	陸上幕僚監部			
(2)	方面総監部及び方面総監部付隊			方面総監
(3)	陸上総隊司令部及び陸上総隊司令部付隊			陸上総隊司令官
(4)	師団司令部及び師団司令部付隊			師団長
(5)	旅団司令部及び旅団司令部付隊			旅団長
(6)	団本部及び団本部付隊			団長
(7)	編制上陸将補を長とする部隊			当該部隊長
(8)	編制上1等陸佐を長とする部隊			当該部隊長
(9)	編制上2等陸佐を長とする部隊（団、連隊及び群の隷下部隊で職務上の上級部隊等の長と同一駐屯地に所在する部隊を除く。）			当該部隊長
(10)	編制上3等陸佐を長とする師団又は旅団直轄部隊			当該部隊長
(11)	自衛隊情報保全隊			自衛隊情報保全隊司令及び地方情報保全隊長
(12)	上記以外の部隊			職務上の上級部隊の長
(13)	学校（自衛隊体育学校を含む。ただし、分校を除く。）			学校長
(14)	分校			分校長
(15)	教育訓練研究本部			教育訓練研究本部長
(16)	補給統制本部			補給統制本部長
(17)	補給処			補給処長
(18)	補給支処・出張所			補給支処長・出張所長
(19)	病院（自衛隊中央病院を含む。）			病院長
(20)	自衛隊地方協力本部	地方協力本部長		

	評価対象者	適性評価実施担当者		
3	2に掲げる部隊及び機関の長（1に掲げる者を除く。）	職務上の上級部隊等の長	職務上の上級部隊等の管理者等から指定された秘密の保全に関する事務を所掌する部署の保全責任者	1に掲げる適性評価実施担当者
4	適合事業者の従業者	保全契約を担当する部隊等の適性評価実施担当者		

注： 2(2)から(20)までにおける編制上の上級部隊等の適性評価実施担当者は職務上の下級部隊等の適性評価実施担当者を兼ねるものとする。

別紙第1（第4条関係）

〇〇第〇〇号
令和〇年〇月〇月

陸上幕僚長 殿

（適性評価実施担当者）
（公印省略）

適性評価実施担当者の氏名等について（報告）

標記について、別紙のとおり報告する。

添付書類：別紙

寸法：日本産業規格A4

陸 上 幕 僚 長 殿

（特定秘密管理者補）
（公印省略）

候補者名簿の記載事項の変更について（通知）

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

- 1 氏 名
- 2 職務の級又は階級
- 3 所属部署及び職名
- 4 記載事項の変更内容
- 5 変更する理由

別紙第3（第11条関係）

〇〇第〇〇号
令和〇年〇月〇日

陸 上 幕 僚 長 殿

（適性評価実施担当者）
（公印省略）

適性評価に関する調査の結果等について（報告）

標記について、別紙のとおり報告する。

添付書類：別紙

寸法：日本産業規格A4

評価対象者の評価結果について（行政機関の職員）

適性評価実施担当者：

番号	氏名		フリガナ		生年月日				性別	所属部署・職名	発令日	職務の級 又は階級	評価に至る 参考情報				適性評価の結果に係る意見
	氏	名	氏	名	年号	年	月	日					質 問 票	調 査 票	照 会 等	そ の 他	

(注1) 「評価に至る参考情報」欄においては、各項目における結果を記載又は記録（懸念が認められない者に○を、懸念が認められる者にレを、一部懸念が認められる者に△を、該当しない項目は斜線を記載又は記録）

(注2) 「適性評価の結果に係る意見」欄においては、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた場合には「適性あり」と、当該恐れがないと認められなかった場合には「適性なし」と、適性評価の実施に係る同意が得られなかった場合は「不同意」と、同意が取り下げられた場合は「同意取下げ」と、訓令第19条第1項の規定により適性評価の手続を中止した場合には「手続中止」と記載又は記録

陸 上 幕 僚 長 殿

（特定秘密管理者補）
（公印省略）

特定秘密取扱職員の事情変更について（通知）

標記について、下記のとおり適性評価実施後に特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第12条第1項第3号に該当する事情が認められたので、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）第30条第2項の規定に基づき通知する。

- 1 氏 名
- 2 職務の級又は階級
- 3 所属部署及び職名
- 4 事情の概要

陸 上 幕 僚 長 殿

（特定秘密管理者補）
（公印省略）

候補者名簿の記載事項の変更について（通知）

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）第37条第6項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

- 1 氏 名
- 2 適合事業者名
- 3 所属部署及び役職名
- 4 記載事項の変更内容
- 5 変更する理由

別紙第6（第26条関係）

〇〇第〇〇号
令和〇年〇月〇日

陸 上 幕 僚 長 殿

（適性評価実施担当者）
（公印省略）

適性評価に関する調査の結果等について（報告）

標記について、別紙のとおり報告する。

添付書類：別紙

寸法：日本産業規格A4

評価対象者の評価結果について（適合事業者の従業者）

適性評価実施担当者：

番号	氏名		フリガナ		生年月日				性別	適合事業者名・所属部署	役職名（派遣労働者の場合は「（派遣）」と追記）	予定している業務内容（派遣労働者の場合のみ記載）	評価に至る参考情報				適性評価の結果に係る意見
	氏	名	氏	名	年号	年	月	日					質問票	調査票	照会等	その他	

(注1) 「評価に至る参考情報」欄においては、各項目における結果を記載又は記録（懸念が認められない者に○を、懸念が認められる者にレを、一部懸念が認められる者に△を、該当しない項目は斜線を記載又は記録）

(注2) 「適性評価の結果に係る意見」欄においては、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた場合には「適性あり」と、当該恐れがないと認められなかった場合には「適性なし」と、適性評価の実施に係る同意が得られなかった場合は「不同意」と、同意が取り下げられた場合は「同意取下げ」と、訓令第19条第1項の規定により適性評価の手続を中止した場合には「手続中止」と記載又は記録

陸上幕僚長 殿

（特定秘密管理者補）
（公印省略）

特定秘密の取扱い業務を行う従業員の事情変更について（通知）

標記について、下記のとおり適性評価実施後に特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第12条第1項第3号に該当する事情が認められたので、通知する。

- 1 氏名
- 2 適合事業者名
- 3 所属部署及び役職名
- 4 事情の概要